

平成18年大洲市議会第1回定例会会議録 第5号

平成18年3月27日（月曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総務課行政係長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男

公 営 企 業
病 院 長 谷 口 嘉 康
監 査
委 員 藤 川 卓 見
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫
次 長 新 野 武 男
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男
調 査 第 2 係 長 新 実 雄
議 事 係 長 谷 野 秀 明
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程

平成18年 3 月27日 午後2時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第 1 号議案 平成18年度大洲市一般会計予
算
第 2 号議案 平成18年度大洲市国民健康保
険特別会計予算
第 3 号議案 平成18年度大洲市国民健康保
険診療所特別会計予算
第 4 号議案 平成18年度大洲市老人保健特
別会計予算
第 5 号議案 平成18年度大洲市介護保険特
別会計予算
第 6 号議案 平成18年度大洲市介護サービ
ス事業特別会計予算
第 7 号議案 平成18年度大洲市簡易水道事
業特別会計予算
第 8 号議案 平成18年度大洲市港湾施設事
業特別会計予算
第 9 号議案 平成18年度大洲市土地取得造
成特別会計予算
第10号議案 平成18年度大洲市土地地区画整
理事業特別会計予算
第11号議案 平成18年度大洲市住宅新築資
金等貸付事業特別会計予算

第12号議案 平成18年度大洲市農業集落排
水事業特別会計予算
第13号議案 平成18年度大洲市公共下水道
事業特別会計予算
第14号議案 平成18年度大洲市駐車場事業
特別会計予算
第15号議案 平成18年度大洲市温泉事業特
別会計予算
第16号議案 平成18年度大洲市商業集積施
設管理特別会計予算
第17号議案 平成18年度大洲市水道事業会
計予算
第18号議案 平成18年度大洲市工業用水道
事業会計予算
第19号議案 平成18年度大洲市病院事業会
計予算
第20号議案 平成17年度大洲市一般会計補
正予算（第 8 号）
第21号議案 平成17年度大洲市国民健康保
険特別会計補正予算（第 3
号）
第22号議案 平成17年度大洲市国民健康保
険診療所特別会計補正予算
（第 3 号）
第23号議案 平成17年度大洲市土地取得造
成特別会計補正予算（第 1
号）
第24号議案 平成17年度大洲市土地地区画整
理事業特別会計補正予算（第
2 号）
第25号議案 平成17年度大洲市農業集落排
水事業特別会計補正予算（第
3 号）
第26号議案 平成17年度大洲市公共下水道
事業特別会計補正予算（第 3
号）
第27号議案 平成17年度大洲市温泉事業特
別会計補正予算（第 3 号）
第28号議案 平成17年度大洲市水道事業会

	計補正予算（第４号）	第45号議案	大洲市毛利記念館条例等の一部改正について
第29号議案	平成17年度大洲市病院事業会計補正予算（第４号）	第46号議案	大洲市総合体育館条例の一部改正について
第30号議案	大洲市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	第47号議案	大洲市立保育所条例の一部改正について
第31号議案	大洲市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	第48号議案	大洲愛育ホーム条例の一部改正について
第32号議案	大洲市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	第49号議案	大洲市老人デイサービスセンター条例の一部改正について
第33号議案	大洲市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	第50号議案	大洲市身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について
第34号議案	大洲市長期継続契約に関する条例の制定について	第51号議案	大洲市基幹集落センター条例の一部改正について
第35号議案	大洲市高齢者地域生活支援事業手数料条例の制定について	第52号議案	大洲市林業総合センター条例の一部改正について
第36号議案	大洲市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例の制定について	第53号議案	大洲まちの駅条例の一部改正について
第37号議案	肱南思ひ出広場条例の制定について	第54号議案	大洲市総合交流拠点施設条例の一部改正について
第38号議案	大洲市集会所条例の一部改正について	第55号議案	大洲市交流促進センター条例の一部改正について
第39号議案	大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について	第56号議案	河辺ふるさとの宿条例の一部改正について
第40号議案	大洲市の市長等の給与及び議会議長等の報酬の特例に関する条例の一部改正について	第57号議案	大洲市農家生活体験屋及び土蔵条例の一部改正について
第41号議案	大洲市職員の給与に関する条例の一部改正について	第58号議案	大洲市普通公園条例の一部改正について
第42号議案	大洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	第59号議案	河辺村出生祝金支給条例の廃止について
第43号議案	大洲市職員退職手当条例の一部改正について	第60号議案	市道の路線認定について
第44号議案	大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について	第61号議案	専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて
		第62号議案	大洲市介護保険条例の一部改正について
		請願第９号	最低賃金制度の改正を求める請願
		請願第10号	パートタイム労働者の均等待

遇実現を求める請願書

請願第11号 患者・国民負担増計画の中止
と「保険で安心してかかる
医療を」求める請願書

陳情第1号 鹿野川・野村ダム操作規則等
に関する陳情

陳情第2号 「違法伐採問題への取組みの
強化を求める意見書」の提出
を求める陳情について
(各委員長報告、質疑、討論、表決)

日程第3

第63号議案 上告受理の申立てについて
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第4

第64号議案 指定管理者の指定について
(大洲市総合体育館)
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第5

第65号議案 指定管理者の指定について
(大洲市老人デイサービスセ
ンター若宮)

第66号議案 指定管理者の指定について
(大洲市老人デイサービスセ
ンター東大洲及び大洲市障害
者デイサービスセンター東大
洲)

第67号議案 指定管理者の指定について
(大洲市老人デイサービスセ
ンター長浜)

第68号議案 指定管理者の指定について
(大洲市肱川基幹集落センタ
ー)

第69号議案 指定管理者の指定について
(大洲市林業総合センター)

第70号議案 指定管理者の指定について
(大洲まちの駅「あさも
や」)

第71号議案 指定管理者の指定について
(大洲市道の駅「清流の里ひ

じかわ」)

第72号議案 指定管理者の指定について
(大洲市交流促進センター
「鹿野川荘」)

第73号議案 指定管理者の指定について
(河辺ふるさとの宿)

第74号議案 指定管理者の指定について
(交流館才谷屋及び坂本龍馬
脱藩之日記念館)
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第6

第75号議案 人権擁護委員の推薦につき意
見を求めることについて
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第7

議第7号議案 違法伐採問題等への取組の
強化を求める意見書の提出
について

議第8号議案 道路特定財源の確保に関す
る意見書の提出について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第1号議案～第62号議案、請願第  
9号～請願第11号、陳情第1号、  
陳情第2号

日程第3 第63号議案

日程第4 第64号議案

日程第5 第65号議案～第74号議案

日程第6 第75号議案

日程第7 議第7号議案、議第8号議案

~~~~~

午後2時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 宮本増憲議員ほか6名から議第7号議案及び議第8号議案が、また市長より第63号議案から第75号議案までの議案13件の提出がありましたので、報告いたします。

なお、市長より提出がありました報告第2号につきましては、本日受理し、お手元に配付してあるとおりですから、御了承願います。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、22番岡孝志議員、23番吉岡猛議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第1号議案から第62号議案までの議案62件と請願、陳情5件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました各議案等は、3月15日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案等であります。

委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。

○20番矢間一義議員 議長

○清水久二博議長 矢間一義議員

〔20番 矢間一義議員 登壇〕

○矢間一義総務文教委員長 それでは、ただいまから総務文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月16日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました平成18年度一般会計予算を初め条例の制定及び一部改正等の議案15件につきまして慎重なる審査を行いました。

その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決または承認すべきものと決した次第であります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主なものの概要について御報告を申し上げます。

初めに、条例関係について申し上げます。

まず、大洲市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてであります。

この条例は、行政内部では得がたい特定専門分野における高度な知識や経験を有する者を、5年以内、また新しい施策の立ち上げに伴い業務の増加を見込む場合や一定の期間内に業務が終了する場合などについては3年以内の任期を定めて職員を採用するものであります。

委員より、臨時職員との身分の違いについてと、任期つきではあるが、必要があれば更新もあり得るのかとただしたのであります。

このことに対し理事者より、採用に当たっては選考または競争試験を実施し、正職員と同等の身分となることから、職員の共済組合へも加入し正職員と同じ待遇になる。また、更新に関しては、3年または5年の任期を超えて延長することはできないものであるとの答弁がありました。

次に、大洲市の市長等の給与及び議会議長等の報酬に関する条例の一部改正についてであります。

現在、当市では厳しい財政事情から、行財政改革の推進に伴い、三役及び教育長の給与並びに議会議員等の報酬の一部カットが実施されております。今回の条例は、これら市三役等の給与カットに倣い、市職員のうち管理職職員に支払われる管理職手当の支給額を20%カットするというものであります。

理事者より、対象となる職員は約250人となり、条例の適用期限である平成20年3月31日までに約4,000万円の削減効果を見込んでいると

の説明がありました。

次に、大洲市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

現在、大洲市職員の給料は、昭和32年に確立された給料体系により支給されておりますが、昨年8月の人事院勧告により年功的な給与上昇の抑制と勤務実績が適切に給料に反映できる給与構造への改革が約50年ぶりに行われることになりました。これに伴い、本条例は市職員の給与体系についても改正するものでありますが、改正の内容について理事者より、現在9級制である給料表を7級制にするとともに、給与水準を平均で4.8%下げる。また、現行の制度ではほとんどの職員が年に1回は定期的に昇給をしているが、今回の改正により勤務実績が芳しくない等の職員は昇給をさせないといった選択ができたり、中高年の職員は一定の期間、実質的に昇給が遠のくことになる。こうした給与抑制策により、行政改革大綱期間内の平成21年度までの4年間に約3億7,000万円の削減効果を見込んでいるとの説明がありました。

これに対し委員より、職員を昇給させるには査定が行われることになると思うが、適切な評価ができるのか。また、職員の評価は行政内部と行政外部から客観的な目で評価する二重構造が必要ではないかとただしたのであります。

これに対して理事者より、職員の評価に関しては、評価する側の個人的な感情に左右されることがあってはならないため、平成18年度、19年度の2カ年をかけて評価方法の研究や評価者となる部課長の研修を実施し、平成20年度には適正な評価ができる人事評価制度を確立したい。また、評価方法の検討に当たっては、行政内部で作成すると偏った内容になるおそれがあるため、外部へ委託して評価案をつくってもらうなど、より適正な内容となるよう検討する。また、客観的な評価を取り入れる二重構造については、現段階では困難であると考えているが、市民から職員に対する厳しい視線があるの

も事実であり、慎重に運営していきたいとの答弁がありました。

次に、大洲市毛利記念館条例等の一部改正についてであります。

公の施設の管理については、地方公共団体が出資する法人や公共的団体等への委託に限られていましたが、平成15年の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者等においても施設の管理者となることのできるようになっております。これにより、当議案において毛利記念館、大谷郷土文化保存伝習館、総合福祉センター、市営墓地、植松地区用水施設、河辺農畜産物処理加工施設の管理委託の項目を削除するものであります。

このことに関して委員より、今後これらの施設の管理はどうなるのか。また、この中に現在管理を委託している施設も含まれているが、管理を受託している団体は今後どうなるのか。さらに、公の施設の管理に関連して、今議会で指定管理者に管理を任す議案が多数提出されているが、そういった施設で雨漏り等の修繕が必要となった場合、市が修繕をするのか、それとも管理者が修繕をすることになるのかとただしたのであります。

これに対し理事者より、条文から管理の委託を削除したことにより、これらの施設はすべて直営での管理となる。現在管理を委託している施設についても、全体的な管理は直営で行い、清掃や庭木の管理等の一部は引き続き団体へ委託することになる。また、指定管理者に管理を任せた施設の修繕については、それぞれの施設ごとに指定管理者と協定を結ぶことになっており、その協定の中で修繕の負担、割合等が具体的に盛り込まれることになると答弁がありました。

次に、平成18年度一般会計予算について申し上げます。

まず、地域安全対策費についてであります。

現在、全国各地で幼い子供が犯罪に巻き込ま

れる事件が相次いで発生しており、大変憂慮される事態となっております。

当市においても、これら犯罪等の未然防止策としてさまざまな地域安全対策が実施されておりますが、その中でも特に効果を発揮するものに防犯灯の設置があります。平成18年度の当初予算においても防犯灯設置に対する補助が計上されておりますが、委員より、予算に計上されている設置費の補助は民家の周辺で地区等が管理をするといった管理者が明確な場合のみに限定されてくるが、通学路沿いに民家がなく、危険な箇所も数多く存在している。このような場所は、防犯灯を設置しても管理者が明確でないため設置ができない。市としては、そういった危険箇所へ独自に防犯灯を設置し、市が管理をするといったことは考えていないのかとただしたのであります。

これに対して理事者より、現在防犯灯の設置補助については、地区の区長を通して申請していただくことにしており、今のところ、それ以外の場所へ独自に設置する予算は計上していない。県道及び市道沿いについては、管理者である県や市が、防犯灯ではなく街路灯を設置しそれぞれ管理をしているところであるが、指摘のあった管理者が明確でない危険箇所への設置については、今後の検討課題にしたいと答弁がありました。

次に、徴税費について申し上げます。

本年4月1日に愛媛県内の全20市町が共同して地方税の滞納処分に関する事務を行う愛媛地方税滞納整理機構が発足し、活動が開始されます。当市においても、同機構へ移管する50件の負担金等の経費が計上されておりますが、委員より、移管する事案の選定方法と移管件数に対する考え方について、さらに今後の当市における市税の徴収方法についてただしたのであります。

これに対し理事者より、移管事案の選定方法については、第1回目の移管事案審査委員会に

おいて滞納金額の設定など具体的な基準を策定する予定である。なお、委員会の構成メンバーは、市役所の意思決定機関として、助役以下国民健康保険税を含む市税全般に関する部局の職員での構成を考えている。次に、移管する件数については、年50件を上限として考えている。また、現在の納付方法としては納税組合を通じての納税が主体であるが、口座振替による納付もふえている。収納率が愛媛県下11市の中でトップを堅持できている要因として、約540もの納税組合の貢献が大きいと感謝している。しかしながら、今後は個人情報保護の観点から口座振替による納付を推進していきたい。なお、引き続き地域で集税して納めたいとの意向がある場合はどのような方法がとれるか、現在取り組んでいる区長制度、自治会制度の見直しとあわせて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、教育費について申し上げます。

初めに、視聴覚教室についてであります。

現在、中央公民館内に視聴覚センターがございます。この視聴覚センターは、合併前の大洲市と喜多郡内の町村が共同で設置していたものでありますが、合併後も新大洲市と新内子町をエリアとして引き継がれ、主に学校教育及び社会教育の分野で活用されております。来年度当初予算に約1,000万円の運営費が計上され、そのうち備品購入費に70万円が計上されております。

委員より、厳しい財政状況から、公民館や学校施設では備品購入費等が削減されているのが現状であり、広域で実施することの必要性や費用対効果の観点から、当市と内子町双方の行財政改革の一環として整理する時期が来ているのではないかとただしたのであります。

これに対して理事者より、整理するためには、現在所有している財産の問題もあるため、今後の検討課題にしたいとの答弁がありました。

次に、来年度の新規事業であります独身男女の出会いの場創出事業であります。

現在、少子化による地域活性化の低下が大きな社会問題となっており、特に周辺部では若者の地域外流出により結婚適齢期を迎えた独身者の出会いの場が減少しております。そこで、今回市内の4公民館でふれあい交流事業として当該事業が実施されるわけではありますが、委員より、詳細な事業内容の説明を求めるとともに、事業成果に期待する意見が出されたのであります。

これに対して理事者より、この事業は少子化問題を考慮し今回が初めての試みであり、20代、30代の未婚の男女を対象としている。期待される成果が出せるよう最大限に努力したいと答弁がありました。

以上、今定例会で付託されました議案について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○12番村上常雄議員 議長

○清水久二博議長 村上常雄議員

〔12番 村上常雄議員 登壇〕

○村上常雄企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月17日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計予算案を初め議案15件と請願2件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと、また請願につきましてはいずれも不採択とすべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項について、主なものにつきまして概要を御報告申し上げ

げます。

まず、大洲市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について申し上げます。

理事者より、本条例は、市民の皆様が市に対して各種の申請や届け出等の行政手続を行う場合、今までの書面による手続に加えて、自宅のパソコンからオンラインシステムを利用した手続もできるようにするため、また行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的として、国の法律に基づき条例化を図ろうとするものである。愛媛県と県内すべての市町が電子申請システムを共同で取り組んでおり、県では平成16年度末から30種類の手続について運用が開始され、市や町では22種類の手続について、本年5月の下旬ごろからオンラインによる運用が開始されることになっている。今回の条例制定は、電子申請の運用開始を控えた制度上の条例整備であり、条例の内容も県及び県内の市町とほぼ同じものになっているとの説明がありました。

このことに対し委員より、住基カードによる電子署名がないと利用できないものがあるとのことだが、どのようになっているのかとただしたところ、理事者より、今回利用できるようになる22種類の手続のうち、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請など21種類について住基カードは不要であり、印鑑登録廃止届の1つのみ電子署名が必要である。また、今後申請等がふえていく中で電子署名が必要になっていくとの答弁がありました。

次に、肱南思ひ出広場条例の制定について申し上げます。

理事者より、平成17年8月、大洲市土地開発公社より取得した本町3丁目の旧沖本家具跡地周辺の広場について、昭和レトロをモチーフに企画展示を施し利用していた倉庫及びポコペン横丁を定期的で開催していた広場を、今回市民、観光客に、文化、歴史、伝統などの体験と交流の場として提供し、観光及び地域文化等の

振興に資するため、施設の利用等について条例化を図るものである。現況については、広場用地面積1,314.69平米の中にあずまやが3棟、ステージが1カ所、ブースが3棟、22区画に分かれており、そこでポコペン横丁を今月19日から11月までは毎週日曜日に開催する。また、倉庫は床面積225.82平米で、昭和レトロの企画展示を引き続き行っていくとの説明がありました。

このことに対し委員より、ポコペン横丁のような昭和初期を時代背景としたイベントの開催などの観光振興形態は全国的に広がりを見せており、ポコペン横丁をさらに発展させていくために、これからの方向性を見きわめ、より研究し、映画などを関連づけた新たな展開を図るなど、積極的な取り組みを要望したのであります。

次に、大洲まちの駅条例ほか4施設の条例の一部改正について申し上げます。

4月1日より指定管理者制度の導入に伴い、施設の管理及び運営に関して必要な事項を定めるため、まちの駅「あさもや」、道の駅「清流の里ひじかわ」などの施設設置条例の一部を改正する旨の説明がありました。指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的としており、従来の管理制度では地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行うというものでしたが、地方公共団体の指定を受けた者が指定管理者として施設の管理を行うものであります。

委員より、指定管理者の選定に当たっては、公募についてもある程度必要なのではないかとの指摘がありました。

これに対し理事者からは、メリットの大きい、例えば人口的にも大きく観光客も多数来ていただくような大規模なエリアの場合は公募も考えられるが、現在の大洲市の施設について

は、あさもやなどは確かに町並博以降集客も伸びてはいるが、まだ発展途上であり、まだまだ競争原理が働かないのではないかと考え、今回は公募をしないで、これまでの受託団体を選定したいと考えているとの答弁がありました。

次に、大洲市総合計画の基本構想骨格案について申し上げます。

理事者より、この骨格案は、新市建設計画及び各種アンケート結果等を踏まえ素案を作成し、各課において調整後、策定班会、策定委員会において協議を重ね、2月14日開催の総合計画審議会に提出され、審議がなされ、一部訂正して承認を得たものである。この基本構想骨格案をもとに現在基本構想の素案を作成しており、5月開催予定の審議会において再度審議し、7月開催予定の審議会において中間答申、9月定例市議会に提案の予定である。今回、改めて将来のまちづくりの課題を明確にした上で、大洲市の将来像である「きらめき創造大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」をいかにつくっていくかが焦点となっており、次代を担う子供たちに夢を与えるまちづくりを目指した計画を策定していくとの説明がありました。

委員より、この基本計画の目標年次である平成28年の人口目標値が5万人と設定されているが、大洲市全体を活気づけて、今の人口5万2,000人を6万人ぐらいにふやしていくような目標値の設定、計画というのは立てられないのかとただしたところ、理事者より、新市建設計画の策定に当たっては、平成12年の国勢調査をもとに人口推計を行い、毎年140人から150人の定住確保を図ることによって5万1,000人が合併10年後の目標値となった。今回も同様に平成17年の国勢調査速報値をもとに、140人から150人の定住確保を図って推計すると、4万8,000人台に落ち込むことになり、審議会では4万8,000人台か5万1,000人かいろいろな議論の中で、多数の意見として将来に希望を持てる

目標値を設定すべきではないかということで5万人という設定となり、国勢調査の推計値から見れば、上方修正の人口推計であり、この目標に向かってさまざまな施策について鋭意検討していくとの答弁がありました。

次に、おおず赤煉瓦館の運営方法の見直しについて申し上げます。

理事者より、おおず赤煉瓦館2階の喫茶室について、観光客にとってはわかりづらく、コーヒーなどを飲む方でないと2階へ上がることができない空間となっている。売り上げについては横ばいではあるが、収支は最近マイナスが続いている。肱南憩いの里油屋、あさもやの四季の窓、おはなはん通りの旬など同じ飲食機能が重複している状況であり、厳しい財政情勢の中、喫茶の収支バランスについても考慮した結果、喫茶室は閉店とし、4月からはコーヒーなどの自動販売機を設置し、だれもが気楽に利用できる休憩スペース、また展示やワークショップなど随時開催できる場所として利用を図っていきたいとの説明がありました。

このことに対し委員から、ポコペン横丁からの観光客の流れの上からも休憩所の設置は望ましく、個人商店も含めて町全体が潤うような生き残り対策を講じられるよう要望したのであります。

次に、予算関係について申し上げます。

市税全体の見通しについては、固定資産税、軽自動車税で減収を見込んでいるが、個人・法人市民税、たばこ税等でそれ以上の増収を見込むとともに、愛媛地方税滞納整理機構の発足に伴う滞納繰越分の増収を見込み、対前年度比102.58%、1億698万3,000円の増額計上がされております。

委員より、国や県からの補助金について、前年と比べてどういう現状になっているのかとただしたところ、理事者より、三位一体改革の関係で国庫補助負担金の削減により一般財源化された影響については、国庫補助負担金が削減さ

れた影響額は約1億6,000万円、そのうち大きいもので児童手当の国庫負担率が3分の2から3分の1へ、また児童扶養手当の国庫負担率が4分の3から3分の1へ変わり、それに変わるものとして所得譲与税約1億6,000万円の増額を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、委員より、企業誘致の状況について、その具体的な内容についてただしたのであります。

このことに対し理事者より、さきの12月議会において条例改正により奨励金などを交付する事業者として、新たに設けられた情報サービス、調査業を営む事業者となるコールセンター2社に対し現在誘致活動を行っている。このコールセンターは、電話による情報リサーチ、セールスサポートや受注などの業務を受託し会社運営を行う企業であり、現在2社が本市周辺部において立地の検討をされており、市内の2物件について調査をされたとのことである。現在のところ、正式な決定はされていないが、本市の雇用情勢からも一日も早く立地していただくことを願っている。それ以外では、製造業2社とリサイクル業1社に対し相談、協議を行っている状況であるとの答弁がありました。

次に、請願について申し上げます。

まず、請願第9号最低賃金制度の改正を求める請願について申し上げます。

当請願の願意は、愛媛県の最低賃金額は1時間当たり614円と著しく低く、県下のパート、派遣労働者ら非正規労働者の賃金は低く抑えられていることから、社会保険料未納者の増加や少子化を加速させるなど、社会基盤を危うくさせる大きな問題があるとして、国に対し、最低賃金制度の改正と全国一律最低賃金の確立を求める意見書の提出を議会に対し要請されているものであります。

審査では、大洲市を含めた愛媛県下の経済や中小企業の状況は相変わらず厳しく、まずは景気、経済の回復を図ることが先決ではないかと

の認識から、景気回復による安定した雇用、経営者の立場に立った考え方もある必要である。また、全国一律の考え方では都会と田舎と同じ土俵に上げるということになり、それはとても難しいとの意見が出されました。一方、労働者の3人に1人は、パートや臨時、派遣社員という雇用情勢の中で、こういう人たちが安心して生活できるような社会になるよう、国に対し議会は積極的に意見書を提出し、働きかけをすべきであるとの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、請願第10号、パートタイム労働者の均等待遇実現を求める請願書について申し上げます。

当請願の願意は、パートや派遣などの非正規労働者の処遇について1993年にパートタイム労働法が制定され、2003年にこの法律の指針が改定されたが、正社員との処遇格差は解消されないばかりか拡大傾向が続いているとして、国に対し均等待遇の確保のため、パートタイム労働法の実効性のある改正とILOパートタイム労働条約第175号の早期批准を行うことを求める意見書の提出を議会に対し要請されているものであります。

審査では、さきの請願と同様に厳しい経済情勢の中、労使双方の立場に立った慎重な議論が必要であるとの意見や、議会は弱い立場にある労働者の立場に立って、格差是正について国に対し働きかけるべきであるとの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決した次第であります。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いをいたしまして、企画財政委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、市民福祉委員長の報告を求めます。

○21番向井敏憲議員 議長

○清水久二博議長 向井敏憲議員

〔21番 向井敏憲議員 登壇〕

○向井敏憲市民福祉委員長 市民福祉委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月20日、関係理事者の出席を得まして、付託を受けました平成18年度大洲市一般会計予算案など議案21件並びに請願1件について慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決し、また請願につきましては不採択と決した次第であります。

それでは、審査の過程におきまして特に論議をされました事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、介護保険事業についてであります。

介護保険制度は、平成12年度に導入され、平成18年度から第3期介護保険事業計画の期間に入るわけですが、今定例会において関連する条例案や予算が計上されているところであります。

まず、第62号議案介護保険条例の一部改正について、その改正内容の説明を求めたところ、理事者から、介護保険料については3年に1度改定することになっており、今回は平成18年度から20年度の保険料を設定するとともに、低所得者対策のため、その区分を5段階から6段階に細分化するものである。なお、月額保険料基準額は、合併後17年度までは旧市町村ごとに据え置きで適用しているが、平成18年度からはその額を統一した場合の額と比べ531円増の3,745円に統一しようとするものである。また、介護保険法の改正により新予防給付が実施されることとなるが、当市では、地域包括支援センター設置とあわせて平成19年の4月から実施しようとするものであるとの説明がありました。

そこで、委員より、今回の保険料統一により、特に河辺地域においては大幅な負担増となるわけであるが、段階的に引き上げていくなど

の措置は考えられなかったのか。料金設定に至る過程について質疑が出されました。

これに対して理事者から、合併協議の中で急激な負担増加を緩和するため、第2期計画期間は旧市町村ごとの保険料を適用し、今回の第3期から統一をするということで調整を行ってきたところであり、また制度上、保険料額は、原則その計画期間である3年間は定額とするということから、段階的に上げていくということは困難であった。なお、平成12年度の当初からケアプランのチェックを随時行うなどの給付適正化を図っているとともに、今回の計画においてもサービス基盤整備を必要最小限のものとするにより、最少限度の料金の引き上げにとどまったものであり、また介護メニューも豊富であるにもかかわらず、県内においてのその引き上げ率は低いものとなっている状況である。今後、高齢化が一層進展することが予想される中ではあるが、将来必要となる介護サービス基盤を適切に整備し、介護保険制度の持続性を高めていきたいとの答弁がありました。

また、高齢者福祉事業に関連して、委員より、特に中山間地域における住民の高齢化は急速に進み、10年後には地域に住む住民がいなくなるというような深刻な事態となっているところもあり、独居老人に対しては、災害時はもちろんのこと、日常生活においても福祉パトロール的な事業を実施してはどうかとただしたところ、理事者から、独居老人対策については社会福祉協議会の方に委託を行い、緊急通報装置の設置を順次行うとともに、地域全体でのかかわり合いを深めることを目的に集会所を単位とした約70カ所の地域でサロン事業の実施をしているところである。日ごろからそういった活動を通して独居老人の孤独感の解消などに努めており、提案のあった福祉パトロールの実施については、職員体制からも現時点では難しいものの、こういった独居老人対策は重要な問題であると認識しており、今後においても地域を単位

としたさまざまな事業を推進していきたいとの答弁がありました。

当委員会としても、超高齢化社会を迎えるに当たり、特に中山間地域の高齢者においても生涯にわたる健康づくりの推進を図り、住みなれた地域や環境の中で、明るく活力のある生活を送ることができるような施策の展開を強く要望したところであります。

次に、障害者福祉についてであります。

昨年の10月に、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて障害者自立支援法が制定されたところでありまして、この法律の施行に伴い、当市においても4月から順次自立支援給付や地域生活支援事業が実施されることになっております。

そこで、この法の施行に伴い、当市の利用負担及びサービスなどの変更内容並びに低所得者対策について説明を求めたところ、理事者から、4月からはサービスを利用した場合の1割の定率負担を導入するとともに、精神通院医療、更生医療及び育成医療については自立支援医療制度に移行し、10月からは今までの居宅サービスと施設サービスの体系から、介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業の3種類に大別され、新たな施設事業体系に移行することになる。

また、低所得者対策については、定率負担制度の導入に伴い、所得に応じて月額上限額が設定されるほか、定率負担の個別減免や社会福祉法人などがサービスを提供する場合は減免対象となるなど、低所得者の方に配慮した軽減策を講じ、障害のある人の自立を支えていくものであるとの答弁がありました。

また、第36号議案大洲市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例に関して、審査会の役割と委員の選任及び構成についてただしたところ、理事者から、障害者に対するサービスの提供については、今までは介護保険のような認定審査会は求められていなかったが、障害者自

立支援法の成立に伴い、平成18年10月以降に障害福祉サービスを受ける場合には、審査会において区分1から6の認定を受けることが要件となるため、当審査会を設置しようとするものである。

また、委員構成としては、身体障害、知的障害及び精神障害の関連分野から各1名と医師1名並びに医療・保健・福祉関係者1名の5名を予定しているとの答弁がありました。

次に、保育所運営についてであります。

保育所の民営化及び統廃合の問題につきましては、当委員会においてもこれまでも議論をしてきた事項でございますが、委員より、大洲市保育問題検討委員会の経過について報告を求めたところ、理事者から、当委員会は昨年7月1日の設置後、当市における就学前児童の処遇、健全育成及び保育所運営について効率的な方向づけを行うことを目的に協議、検討していただいたもので、2月22日にその報告を受けたところである。

その概要は、まず民営化については、適正なコストで質の高い多様な保育サービスの中・長期にわたって広く多くの市民に提供するため、公立保育所の民営化を図るべきであるとされ、その委託先並びに選考方法については、実績のある社会福祉法人などを対象に選考委員会を設置し決定すべきであり、運営形態としては、完全な民営化ではなく、最終責任を市に持たせる公設民営方式とする。また、統廃合については、保育所間が近距離にあり児童数が定数を大幅に割っている保育所や老朽化して建てかえの時期が到来している保育所について統廃合すべきとされ、あわせて平成16年9月に旧長浜町立保育所統廃合検討委員会において答申が出されていた、当時、8カ所の保育所を3カ所とするものについても同意がなされたものであるとの報告がありました。

また、委員から、今後の当市の取り組み方針をただしたところ、今後においては保育所問題

検討委員会から提出された報告書をもとに、保護者や地域住民に十分な説明などを行いながら、御理解を得た上で、保育所の民営化並びに統廃合に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、ごみ処理対策についてであります。

委員より、ごみの減量化並びにリサイクルについての市の取り組み状況をただしたところ、理事者から、処理業者に対しては基本的にはできるだけ焼却に回さないでリサイクル処理をするように指導しているところであり、特に紙類については焼却しないで紙を分類してリサイクルを行っている。一般の方に対しては、大洲・長浜地域においては現在6種分別を行っていたしており、その中でも缶、瓶、ペットボトル、発泡スチロール、新聞、雑誌及び衣類、布についてはリサイクル化を図っているところである。なお、環境団体との協議の中で、もう少し細かく分類をして、より多くのものをリサイクルすべきではないかとの意見もあるが、平成11年度から6種分別収集の実施を始め、現在やっと定着してきたところであり、今のところはこの6種分別を続けていき、広報紙やホームページなどを利用し市民に対しての啓発活動を行うとともに、生ごみ処理機の購入補助やマイバック推進運動なども引き続き行いながら、できるだけ可能なものはリサイクルを行っていくなど、ごみの減量化及び資源の有効利用を進め、循環型社会の実現に向けた取り組みを行っていききたいとの答弁がありました。

次に、請願第11号患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかけられる医療を」求める請願書について申し上げます。

この請願では、今国会に提出されている医療制度改革は、高齢者に大幅な負担増を行おうとするもので、診療報酬について大幅な引き下げがなされれば、病院など医療機関の収入を減らし、医療水準の低下や看護師などの不足に拍車がかかるため、患者、国民の共通の願いである

「保険で安心してかけられる医療」を求められているものであります。

審査では、少子高齢化に伴い、今後団塊の世代が年老いてくるということで、現在持続可能な保険制度をどうするかということについて国会で審議されており、平成20年度には新たな老人保険が創設されるなど、今後の国の審議動向を見守って対応すべきでないか。また、サービスは高く負担は軽い方がいいとは思いますが、現状として請願されている項目には財源の問題などもあり実現困難ということから、不採択との意見が出され、全会一致にて不採択と決したのであります。

以上、委員会審査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、市民福祉委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○15番宮本増憲議員 議長

○清水久二博議長 宮本増憲議員

〔15番 宮本増憲議員 登壇〕

○宮本増憲建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月22日、関係部課長の出席を得て、付託を受けました平成18年度一般会計予算案を初めとする議案17件、陳情1件につきまして慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決あるいは採択すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、当委員会に審査を付託されました条例の一部改正のうち第51号議案は、蔵川地区、肱川町鹿野川地区、河辺町植松地区に設置されて

いる大洲市基幹集落センターについて、また第52号議案では、大洲市林業総合センターについて、指定管理者制度導入に伴い、センターの管理、業務、利用時間、利用料金など運営に関する必要な事項を定めるものであり、このうち肱川町の基幹集落センターと林業総合センターについては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行おうとするものであるとの説明がありました。

次に、中山間地域等直接支払制度について、平成17年度から第2期目の事業が始まったわけですが、委員より、この事業導入によって実施前と比較してどのような効果が上がっているのか、また他の市の取り組みとはどのような相違があるのかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、中山間地域等直接支払制度は、平成12年度に5カ年の事業として創設されたものであり、その事業効果が評価されるとともに事業継続を求める声が強いことから、第2期事業として引き続き5年間、合わせて10年間実施されるものである。少子・高齢化社会の進行に伴い、本市においても農家の高齢化が進み、特に中山間地域においては農地の荒廃が急速に進む中、そういう荒廃地や遊休地の対策として創設された事業である。この事業の主な目的である国土の保全を図るということについては、協定を結んだ集落について、年に2回程度現地調査をし、共同作業計画に基づいた保全管理をされていることを確認しているところである。また、集落によっては基盤整備の補助導入を図れない地域が多いが、この制度をもって、水路、農道の改修、修繕等を実施され、基盤整備及び生活環境の改善が図られている。さらに、同じ集落でも薄れがちな人間関係が、この事業により集落での話し合いの場が多く持てるようになったと、特に年輩の方には喜ばれているということをよく聞いており、事業効果が出ていると考えている。他市との比較であるが、積極的に取り組まれている他市の一例

として、九州の阿蘇の自治体がこの事業により都市と農村との交流施設を設置して、農産物の販売など積極的に行っている先進事例が関係の雑誌等で紹介されるなど、観光と農業を結びつけた事例が多く取り組まれているようである。

次に、フラワーパークについて、委員から、ここは市民の安らぎの施設となっているが、行ったときには何も花が咲いていなかったという市民の声が多い。この花壇の管理について、ボランティア等を活用して一年じゅう花が咲いているようなことにはできないかとただしたのであります。

このことに対し理事者からは、過去には周辺地域の老人会を初めいろいろな団体などへボランティアのお願いをした経緯があるが、地理や交通の便の問題などからうまく取り組みが行えなかった。年じゅう花を咲かすのが理想の姿であるが、限られた予算で運営を行っているため、基本的には春と秋の2回花を咲かせる計画で管理を行っている。現在、来園されるお客で特に多いのは、国立大洲青年の家の研修生及び老健施設の方々並びに幼児連れの家族等であり、多数の来園者がある。来園者の様子を見たり話を聞いてみると、一番の目的は花を見ることであるが、あわせて小さい子供と芝生で遊ばせるのが安心できてよい、車が通らないので安全であるということをよく聞く。一年じゅう花を咲かせることは、経費等の問題もあり、入場料を徴収して運営している他の公園のような管理はできにくいのが現状ではあるが、今後とも当施設の管理運営については、市民のくつろげる安心で安全な施設として考え得る限りの努力に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、委員から、市営住宅の管理について、現在耐震強度偽装の問題が注目されているが、市営住宅についても耐震強度の確認をされているのか。また、シロアリが入っているところもあるという話も聞いている。このような状況の中、南海地震の発生も予測されており、今後こ

の老朽化した建物をどのように維持管理していく考えであるのかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、耐震強度については昭和56年から新耐震設計法により構造計算が行われるようになった。この設計法で計算されているものについては、阪神・淡路大震災のような地震が起きてもおおむね大丈夫であるという結論が出ている。それ以降に建てた公営住宅は何軒かあるが、それらの構造計算については、建築確認の際、愛媛県の構造チェックがされており、問題はないものと考えている。新耐震設計法以前の建物については、耐震診断事業をできるだけ早い時期に実施したいと考えているが、これも耐震診断1件について数百万円というかなり大きな金額が必要となり、5階建てくらいになると、市単独では非常に難しいという状況がある。このことから、できるだけ早い時期に実施したいと考えてはいるが、住宅マスタープラン等の作成にあわせて、それらの計画の中で実施をしたいと考えている。シロアリについては、シロアリが入っているとの情報が入れば、建築の専門家と一緒に現場を確認して順次直していきたいと考えている。しかし、昨今の厳しい財政事情もあり、なかなか十分な対応もできていないのが現状であるが、調査の結果により、緊急性の高いところから修繕を行っていききたいと考えている。老朽化した住宅の維持管理について、耐用年数を過ぎた住宅については耐震性も十分ではなく、政策空き家として入居をさせていないと答弁がありました。

公園の管理委託について、委員から、公園が多くあれば、維持管理費も多額となってくる。専門業者ではなくシルバー人材センターにも委託するなど、経費節減のため今後の取り組みをどのように考えているのかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、公園の管理委託料として約3,900万円を計上している。内容は、樹木管理とトイレの清掃管理であり、軽微

なものについては地元の商工会や老人クラブ、婦人会等に委託している。また、公園の樹木管理委託業務については、以前は1年ごとに指名競争入札により業者を決定していたが、樹木管理の成果を単年度で上げるのは難しく、3年間は連続して同じ業者で行う方が適正な管理ができるものと考え、平成10年度からは初年度に指名競争入札を行い、2年目、3年目については同一業者と随意契約により実施している。このように、専門性を有する者については業者による管理を行い、草引きや除草、清掃という軽微なものについては地元の皆さんに委託をしている状況であるが、今後についてはシルバー人材センターへの活用も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書」の提出を求める陳情書の審査状況とその結果について御報告いたします。

この陳情書は、多面的な森林の持つ機能並びに継続的、持続的な森林経営を阻害し、地域材の供給や木材を圧迫する違法伐採材の輸入の排除と、低コストで安定的な国産材供給システムの確立並びに公共事業を初め一般住宅等の建築の木造化への促進や木質バイオマス等への利用促進を優先的に行うよう政府に対して意見書の提出を求められているものであります。

審査では、外材の輸入状況並びに国産材利用推進を図るための国の諸施策等についての説明があり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

最後に、その他として、愛媛県では平成17年度から森林環境税が導入されたが、この事業は大洲市にとってどのようなメリットがあるのか、またこの集められた税はどのように使われるのかとただしたのであります。

このことに対し理事者からは、森林環境税導入による事業についてはハード事業とソフト事業があるが、平成17年度はほとんどがソフト事業であり、財源も約3億5,600万円を見込まれ

ている。事業内容としては、森と暮らす活動として、森林についての環境教育、体験授業、学校と関連した事業等が多くなっている。また、ボランティアによる県民参加型の活動として、県内の巨木を対象とした保全管理活動、また地域産材の需要拡大として公共施設等において内装の木質化、ウッドベンチや木れんがを活用していこうという事業がある。また、木と触れ合うための小・中学校を対象とした木工教室や木質バイオマスの研究事業が今年度から始められている。大洲市では、平成17年度にはこの環境税にかかわる事業の導入はしていない。しかし、平成18年度の事業計画として、現在荒廃した農地と隣接する山林に牛を放牧し、荒廃した里地、里山等の保全、再活性化を図るための実施事業として取り組む予定であるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査経過並びに結果につきまして申し上げますが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、建設農林委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、肱川流域治水対策特別委員長の報告を求めます。

○16番叶岡廣志議員 議長

○清水久二博議長 叶岡廣志議員

〔16番 叶岡廣志議員 登壇〕

○叶岡廣志肱川流域治水対策特別委員長 これより肱川流域治水対策特別委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月15日、関係理事者の出席を得て委員会を開催し、付託を受けました陳情第1号鹿野川・野村ダム操作規則等に関する陳情につきまして慎重審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり趣旨採択にすべきものと決しました。

それでは、審査の概要について申し上げます。

まず、陳情第1号の願意についてであります
が、たび重なる肱川のはんらんにより、流域では住宅浸水や農作物の冠水、農業施設の浸水、崩壊など多大な被害を受け、農業経営者にとっては死活問題となっており、今後においては、鹿野川・野村両ダムによる洪水調節を優先した連携操作を行うとともに、緊急時には予備放流を早め、ただし書き操作などの柔軟な操作が可能となるような操作規則の改善並びに水害の軽減につながるさらなる河川整備の促進を図ることを要望されているものであります。

今回の陳情の願意でもありますダムの操作規則の問題については、これまでも本会議や当委員会において議論されてきたことでありますが、現在の操作規則は、平成7年7月の洪水において多大なる浸水被害を受け、住民から要望などもあったことから、当時の堤防の整備状況を考慮し、既設ダム群の洪水調節能力を有効に活用することとし、当面流域において頻繁に発生するであろう中小規模洪水に対し被害の軽減を図ることを目的に、平成8年6月に操作規則の改正が行われ、両ダムの連携した操作を行っていることは周知のとおりであります。

また、この改定後の中小洪水においては、特に平成16年の台風21号、23号の洪水に見られたように、鹿野川ダムへの最大流入量が平成7年の洪水時よりも多かったにもかかわらず、大洲での水位を大きく低下させ、浸水被害の軽減に大きく寄与した実績もあり、現状の既存ダムの状況と堤防や河道の整備状況から見ても現操作規則が有効であるとの見解が示されているものであります。

また、平成16年、17年の大洪水時におきましては、鹿野川・野村両ダムでダムによる治水容量を全量活用し、満杯で洪水調節を行い、下流の水位を低減したとの報告もなされているところであります。

なお、操作規則の改正につきましては、今後河川整備計画に基づき河道の整備が段階的に向

上した場合や、山鳥坂ダムの建設及び鹿野川ダムの改造によりダム群の治水容量が増大した時点で検討されることと伺っております。緊急時の予備放流については、現在の鹿野川ダムの構造上、今以上の予備放流を行ってもその容量を必ずしも有効に活用することはできず、またただし書き操作については、ダムの容量を最大限に利用した上での措置であり、今後計画されている鹿野川ダムのゲートの改造やトンネル洪水はけを設置することにより放流設備の改善並びに洪水調節容量を増大させることとなっております。

次に、内水排水装置の件でございますが、肱川流域においては、堤防整備が進むにつれ内水排除の必要な箇所がふえているのが現状でございます。河川整備計画によりますと、大きな内水被害が想定される東大洲地区の都谷川樋門並びに白滝地区の滝川樋門などにおいて、下流の河川改修の進捗状況に応じて内水対策を実施されることとなっております。

また、現在多田地区や菅田地区などの無堤地区並びに東大洲地区を初めとする6カ所の暫定堤防があり、まずは外水はんらんに対する治水対策が優先されることとなっておりますが、現在の対応といたしましては、国交省大洲河川国道事務所所有の3台の排水ポンプ車と各消防団の排水ポンプによる内水処理を行っている状況であります。

以上のような現況を踏まえて審査に当たったのでありますが、委員より、現操作規則については、住民や自治体の要望を踏まえ現在に至っているもので、その効果においても鹿野川ダム完成後の54洪水を検証した結果、51洪水に対して効果的な操作規則となっていることが確認されているところであり、今後の河川整備計画に期待するという意見や、平成18年4月からは鹿野川ダムの管理が県から国に移管され、野村ダムとの一元管理となり、より効率的な洪水調節が可能となる。また、河川整備計画に基づいた

事業も順次進められているなど一部願意が満たされており、ダム操作規則の改善に関する項目以外については、願意妥当として趣旨採択とする意見が多く出されました。

一方で、2年連続して洪水被害となっており、流域住民の感情からも、この陳情を採択し、操作規則の改善を求めていくべきとの意見も出されましたが、採決の結果、多数により趣旨採択にすべきものと結論を得たものであります。

以上、当委員会に付託を受けました陳情第1号の審査経過並びに結果につきまして申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる決定を賜りますようお願いをいたしまして、肱川流域治水対策特別委員会の報告を終わります。
○清水久二博議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

まず、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策であります。私は、18年3月議会に提案をされております、特に市民の暮らし、福祉にかかわる議案に対しまして反対の討論を行いたいと思います。

まず最初に、請願第9号は最低賃金制度の改正を求めるものであり、また10号はパートタイマーの労働者の皆さん方の均等待遇を求めるものであります。それぞれ委員会では不採択になりましたけれども、採択をして国に意見書を上げてほしいというものであります。

今、大企業は4年連続の増収増益となっていると新聞でも報道されて、景気も上向きになっ

てきているということが言われています。しかし、その中で労働者の3分の1に当たる皆さん方は非正規の労働者であります。すなわちパートと派遣労働者が占めている、こういう状況であります。

また、最低賃金は愛媛県でも614円で、1カ月22日間働いても10万8,000円にしかならない。これでは憲法25条が決めている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると言われておりますけれども、それに反する事態となっている。こういう状況の中で、国に是正を求めてほしいという内容のものであります。

また、請願第10号についてもパート労働者の均等待遇を求めるものでありまして、企業が正職員の首を切ってパートや派遣労働者にすげかえている、こういう状況の中で、パートで働く、また派遣で働く皆さん方も正職員と同じ仕事に携わっていると、こういう状況の中で、当然パートの労働者の待遇も改善してほしいと、このことをぜひ議会として国に意見を上げてほしいと、こういう内容のものであります。

市長もまた議長も、全国市議会議長やまた全国市長会、こういうところでもいろいろ議論をされているところであります。市長がそういう全国の市長会でも胸張って、うちの議員にも支援をしてもらってるんだ、議会も国に意見書を上げていると、そういう議会の対応をすることによって理事者も市民の皆さん方の暮らしや福祉にかかわる労働者の賃金が上がれば市民税が上がってくる、当然のことであります。そういう側面からの支援を議会としても行うべきだというふうに私は思っています。

しかし、委員長報告でも見られましたように不採択になったということで、私はまず第9号、第10号の請願について、その不採択に反対を表明をするものであります。

さらに、請願第11号は、今国会で審議をされている医療大改悪、この方向に対して、患者そして国民負担増の計画を中止をして、「保険で

安心してかけられる医療」を、その制度を国に対して求めていく、こういうものであります。これも委員会では不採択にされておりますけれども、議場におられる議員の皆さん方、最後の採決の折にはぜひ採択をという方向で賛成をしてもらいたいなというふうに思うものであります。

さて、18年3月議会に提案をされております第1号議案一般会計予算、第2号議案は国民健康保険特別会計の予算、第5号議案は介護保険特別会計予算であります。また、第20号議案は17年度の一般会計補正予算、第21号議案は国民健康保険特別会計補正予算であります。また、条例では、第59号議案河辺村出生祝金制度の支給条例の廃止について、また第62号議案は大洲市介護保険条例の一部改正についてであります。これらの議案に私は反対をするものであります。

今小泉首相は、痛みの向こうには明るい希望がある、こういうことで構造改革を推し進めて、三位一体の改革との名のもとに、地方財政への攻撃、市町村合併の押しつけ、効率化の名のもとに職員の削減、民間委託や民営化などで市民と福祉と暮らしのための施策が切り捨てられてきています。その一方では、住民負担の大幅な引き上げでこの財政難を乗り切ろうとしているわけであります。

大洲市は、合併して2年目に入りましたが、市長は3月の私の質問に対しまして、16年度からの改革は急激な変化で大洲も大きく影響している。改革は必要だが、予算の配分を見ても地方財政の危機に手がつけられていない感がする。17年、18年の交付税は確保されるとの約束はあるけれども、19年度以降は白紙なので見当がつかない、こう答弁をされました。小泉構造改革のもとで、地方自治体の財政破綻は目に見えて進んできています。それを国や県の言いなりで、大洲市でも住民負担の引き上げとサービスの打ち切りで乗り切ろうとする姿勢がこの

18年度予算案にはあらわれていると思います。

今議会では、小さな政府論の地方版とも言える合併効果を上げるためには、職員が多過ぎる、給与が高い、合理化を行えとする議員の質問もありましたけれども、理事者は行革大綱と集中改革プランで対応すると答弁をされたところであります。私は、この答弁に同意することはできません。今も市民の皆さんからは、合併してよかった、こういう声は聞こえてまいりません。また、予算のどこにもよかったと実感できる施策はありません。サービスは高い方に負担は低い方という市民への公約は、まさに完全に破られているわけであります。

例えば条例案で第59号議案では、河辺村の出生祝金支給条例の廃止議案が上程をされております。先ほどの委員長報告の中でも少子・高齢化という言葉が使われておりますけれども、私は旧河辺で行われておりました出生祝金制度を廃止をするのではなくて、わずかな予算でできる施策でありますから、支援策として続けていくということが大切だと思っております。廃止は市民、とりわけ若い人たちが出産や子育てを安心して続けてもらえる、そういう事業にしていける必要があるということであります。

また、4月からは老人医療の引き上げが行われます。保険証1枚でこれまでかかれていた医療を切り縮めて全額患者負担にする保険のきかない混合診療の導入も計画をされているわけであります。今、国会で審議をされておりますけれども、これらの医療改悪法案には、長期入院患者が入る療養病床のベッド数、これも現在全国で38万の病床があると言われておりますけれども、6年間で6割を削ってしまう、こういうことも今審議されている法案の中には含まれているわけであります。これらのことは、すべて国保や介護保険にはね返ってくることは明らかだと私は思います。そういう理由でまず反対をするものであります。

また、介護保険税は、一挙に引き上げるので

はなくて、暮らしの実態に合わせて緩和策を含めた段階的引き上げを行うべきだということを議会でも質問で取り上げました。介護利用者がふえたという理由だけで保険料を引き上げると、そういうことではなくて、これは国の制度で始まった制度でありますから、国の負担率25%を30%にまず引き上げる、そして加入者の負担軽減を行うように理事者も国に対して申し入れをしていくべきだと思います。そういう点では理事者の努力を求めるものであります。介護負担に見合うサービスがもうけていることも事実であります。

私は、地方自治体は住民の暮らしと文化的な生活を守る、そのために国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすべきだと、今その時期に来ているということを改めて申し上げる次第であります。国や県の言いなりでなく、住民の立場で意見を述べる、住民負担の押しつけに反対をし、サービスは高い方に負担は低い方という公約を国に対して、また県に対しても守らせていく、その実現を図るために、市長を初め理事者の御奮闘をお願いを申し上げます。通告をしております反対討論にかえる次第であります。御清聴ありがとうございます。

○清水久二博議長 次に、山下勝利議員の発言を許します。

○26番山下勝利議員 議長

○清水久二博議長 山下勝利議員

〔26番 山下勝利議員 登壇〕

○26番山下勝利議員 私は、第1号議案平成18年度一般会計予算などについて、賛成の立場から討論させていただきます。

新市発足後実質2年目となります平成18年度の一般会計当初予算につきましては、骨格予算でありました平成17年度と比べて7.1%増の227億円となっているところであります。御案内のとおり、本年1月に作成されております中・長期財政見通しによると、平成18年度から

平成21年度までの4年間の財源不足は43億円余りと見込まれておる中での予算編成でありまして、補助金の削減を初め人件費、一般行政費の歳出全般にわたり徹底した節減、合理化が図られ、財源の効率的配分が努められた緊縮型予算となっております。このような大変厳しい状況の中ではありますが、市民にとりまして真に必要な事業には重点的な配分がなされており、「きらめき創造大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市」を将来像とする新市建設計画に基づいて、合併してよかったと感じられるまちづくりを目指して、5万市民の期待に限りなくこたえられる予算編成となっていると、私は高く評価しているところであります。

例外なく少子・高齢化が進展している当市においても、少子化対策並びに高齢者福祉は直面する重要な課題となっており、本予算においても、敬老事業を初め各関連予算が引き続き計上され、新規事業においては子育て支援センターが併設される予定である大和保育所の建設に係る事業費も計上されているところであります。

また、平成12年4月から全国一斉に実施された介護保険制度につきましては、当市においても18年度から第3期の事業計画がスタートするわけでありまして、先ほど市民福祉委員会委員長による詳細なる委員会審査に対する報告があったとおりであります。この介護保険制度は、年々利用者が増加するなど地域社会に定着してきたところであります。今回保険料額の引き上げについては、公的な制度であることから、権利と義務の関係上、被保険者から負担を求めることはある程度やむを得ないものであると考えるところであります。

今後においては、介護予防の推進並びに介護給付費の適正化に努めていただき、市民一人一人が生涯にわたり、健康で生きがいを持ちながら自立した生活を送れる社会の構築を期待するものでございます。

さらに、国民健康保険や老人保険の特別会計

に関しまして、医療費の増加は年々著しい状況下であり、現行制度のまま推移すると、保険制度そのものの根幹を揺るがしかねない状況から、現在国会においても医療制度改革関連法案が審議中であることは御案内のとおりであります。当市においても、生活習慣病の予防と高額医療費の抑制など医療費の適正化に努められるとともに、病気の早期発見、早期治療に向け適宜適切な対応を行い、効率的かつ安定的な予算執行がなされますことを申し添え、私は賛意をあらわすものであります。

その他各議案並びに請願、陳情につきましても、各委員会の審査結果すべてに賛同しますので、どうか執行部におかれましては、新市発足2年目に当たり、5万市民が希望と生きがいに満ちたまちづくりに積極的に取り組んでいただきますよう心からお願いを申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 これより採決を行います。

まず、第1号議案平成18年度大洲市一般会計予算を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第16号議案までの議案15件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案15件は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案から第19号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決

することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案から第27号議案までの議案7件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案7件は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案並びに第29号議案の議案2件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案から第59号議案までの議案30件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案30件は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案市道の路線認定についてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は承認されました。

次に、第62号議案大洲市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決を行います。

請願第9号から請願第11号までの請願3件を一括して採決いたします。

これら請願3件につきましては、委員長報告は不採択であります。よって本件は原案について採決いたします。

これら請願3件を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立少数であります。したがってただいまの請願は不採択と決しました。

次に、陳情について採決を行います。

まず、陳情第1号鹿野川・野村ダム操作規則等に関する陳情を採決いたします。

この陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの陳情は趣旨採択と決しました。

次に、陳情第2号「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書」の提出を求める陳情についてを採決いたします。

この陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの陳情は採択と決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第63号議案上告受理の申立てについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、追加提案しております第63号議案上告受理の申立てについての説明を申し上げます。

本件は、平成17年（行コ）第12号還付加算金等請求控訴事件で、財団法人帝京育英財団が第1審の判決を不服として控訴していた事件であります。このたび、高松高等裁判所における判決が言い渡され、その内容は当市が勝訴した第1審の判決を変更し、当市に法人市民税の加納金に係る還付加算金等の支払いを命じるものであります。

本件につきまして当市は、地方税法に基づき適正な処理を行ったことを同法の趣旨や改正の経過などから一貫して主張してまいりましたが、これが認められなかったことは、高松高裁の判決が、国税と地方税を混同し、法令の解釈を誤ったものと判断し、さらに最高裁判所の判断を仰ぐため上告受理の申し立てを行うものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第63号議案上告受理の申立てについてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第4、第64号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小泉紘文議員の退場を求めます。

〔30番 小泉紘文議員 退場〕

○清水久二博議長 提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第64号議案指定管理者の指定についての説明を申し上げます。

本件は、指定管理者制度の導入に伴い、大洲市総合体育館の指定管理者に現在管理委託をしている大洲市体育協会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、平成18年4月1日から2年間とするものであります。

何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第64号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

小泉紘文議員の入場を許します。

〔30番 小泉紘文議員 入場〕

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第5、第65号議案から第74号議案までの議案10件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第65号議案から第74号議案までの指定管理者の指定についての10議案につきまして一括して御説明をいたします。

これらの議案につきましても、第64号議案と同様指定管理者の指定に係る議案でございます。福祉施設が4施設、農林業施設が2施設、宿泊施設を含む観光施設が6施設の合わせて12施設に係る10議案でございます。いずれの施設も、議案書のとおり、現在管理委託している団体等を指定管理者に指定することにいたしております。

また、指定期間につきましては、通常3年から5年のところでございますが、各施設への制度導入は初めてということもありまして、いずれも平成18年4月1日から2年間と短くいたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第65号議案から第74号議案までの議案10件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案10件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第6、第75号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第75号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、旧長浜町の推薦により法務大臣から委嘱されておりました新山博邦、下田美澄両委員の任期が平成18年6月30日をもって満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たりまして議会の御意見ををお願いするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載のとおり、任期満了となりますお二人のうち、下田美澄委員には引き続いてお願いをし、新山博邦委員には、年齢的なこともあり今期をもって御勇退いただくことでお願いをしたいと考えております。

新山委員には、旧長浜町から引き続くこと2期6年間にわたり、人権の擁護と人権思想の普及、高揚に御尽力をいただきました。ここに改めまして感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、下田委員は、市内長浜町にお住まいでございまして、昭和35年3月、県立保育専門学校を御卒業になり、同年4月、旧長浜町職員として奉職されました。以来、平成12年3月に御退職になるまでの40年間、幼児の保育一筋に情

熱を傾けてこられた方でございます。御在職中は、29年間所長として保育所の運営と後輩保育士の指導に当たられるとともに、喜多郡保育会長、愛媛県保育会理事等の要職を歴任されております。御退職後は、大和婦人会長、大和公民館副館長及び大洲市総合計画審議会委員などの奉職につかれまして、平成15年7月からは人権擁護委員として人権の擁護と人権思想の普及、高揚に御尽力をいただいていたところでございます。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、既に委員として1期3年近くの間経験を積み、また子供の人権にかかわる高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の人権擁護委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたものでございます。

以上、何とぞ満場一致をもって御同意を賜いますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第75号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第7、議第7号議案及び議第8号議案の議案2件を一括して議題といたします。

この際、事務局長に議案を朗読させます。

議事の都合により、会議時間を延長いたします。

○西山隆夫事務局長〔議第7号議案、議第8号議案朗読〕

○清水久二博議長 お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議第7号議案違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号議案道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る8日招集以来20日間にわたり、盛りだくさんの議案につきまして慎重かつ精力的に御審議を賜りまして、御提案申し上げました案件につきましては、原案のとおりいずれも適切な御議決を賜りました。まことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

審議の過程でちょうだいいたしました御指摘、御提言、また貴重な御意見等につきましては、今後の市政運営に当たりでき得る限り反映いたしたい、努力をいたす所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

さて、春は芽生えの季節でございます。野山に入りますと若芽の香りが漂いまして、市内の家電量販店などでは慌ただしい中でも新生活への期待に胸を膨らませた明るい笑顔の親子連れの姿が目につくような季節になってまいりました。また、ほおをなぜる風とともに小鳥のさえ

ずりが聞こえ、道行く人々や語り合う若者たちからは活気とにぎわいが心地よく伝わってもまいいっております。このような情景が限られたひとときの出来事ではなく、ふだんのこととして感じ取れるようににぎわい空間をつくり上げることが私の持っております夢の一つでございます。かつ市民の皆さんから私に課せられておる一つの大きなテーマであろうという認識をしておる次第でございます。そのためには、どういう取り組みを今後していくのかということでございますが、常に目標を定めて、行政からの押しつけではなく、市民の皆様方とともに全職員900名が心を一つにして事に当たっていきなにと、改めて思っておる次第でございます。

いよいよ数日後には就任から2度目の2年目の重要な年度を迎えるわけでございますが、これまでの1年間、やや抑えぎみでございましたエンジンの回転をぼつぼつ上げながら、新年度への取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さん方、そして市民の皆さん方には引き続き温かい御支援、御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます次第でございます。

結びに、皆様方には今後とも御自愛の上、新年度に向けましてますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、今定例会閉会に当たりましての私のごあいさつとかえさせていただきます。まことに長い間ありがとうございました。よろしくお願いをいたします。

~~~~~

○清水久二博議長 これをもちまして平成18年大洲市議会第1回定例会を閉会いたします。

午後4時06分 閉 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員